②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

国土交通省

平成25年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、平成25年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

平成25年３月25日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　実施期日　平成25年７月７日（日）

2　実施場所　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　受験手数料　22,500円

4　受験手続

⑴　受験申請受付期間　平成25年４月８日(月)から平成25年５月20日（月）まで

⑵　受験申請の受付機関　公益財団法人日本環境整備教育センター　〒130―0024　東京都墨田区菊川二丁目23番３号　電話番号（03）3635局4881番

http://www.jeces.or.jp

⑶　受験申請方法　受験申請書は、4⑵の機関に書留郵便をもって送付すること。

ただし、この場合、申請受付終了日までの消印があるものに限り受け付ける。

5　受験票の送付　受験票は、4⑵の機関から直接受験者に送付する。

6　合格の発表　平成25年９月中旬に、本人に合格した旨を通知するとともに、4⑵の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。

7　その他　受験案内及び受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合せは、4⑵の機関にて行う。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６０号

沖縄県那覇市山下町４番29号　照屋マンション202

債務者　森田　　聡

1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６１号

沖縄県那覇市山下町４番29号　照屋マンション202

債務者　森田　彩香

1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１６号

千葉県鎌ケ谷市東道野辺２丁目８番34号　ウイステリアⅠ―102

債務者　黒田ともみ

1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０７号

千葉県野田市柳沢21番地の９　シャトー愛宕103

債務者　吉澤　真一

1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１１号

千葉県柏市桜台６番９号　ハイツセゾン202号

債務者　松田　喜七

1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０号

神奈川県座間市南栗原６丁目21番26号

債務者　婦川　寿幸

1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８号

北海道苫小牧市大成町１丁目14番３―1302号

債務者　伊原　敏彦

1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第８７７号

仙台市宮城野区岩切字三所北35番地の15

債務者　藤代　志保

1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号

茨城県日立市田尻町４丁目11番11―103号

債務者　佐川　賢司

1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで

水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１８号

茨城県高萩市本町３丁目229番地

債務者　鈴木真由美

1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで

水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２０号

茨城県北茨城市中郷町石岡110番地16サンコーポラス中郷２棟204号

債務者　堀井　則行（旧姓松本）

1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで

水戸地方裁判所日立支部